第 3 1 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成29年 8月30日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

名古屋市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加 害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等 を含む) (平成24年度において市教委に提出されたもの)

大阪高等裁判所平成18年12月22日判決(平成18年(行コ)第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第68号同附帯控訴事件。(判例タイムズ No. 1254 (2008.1.15) 151頁)、平成23年 2月 2日大阪高等裁判所判決(平成22年行コ第 153号事件)、平成29年 3月 2日神戸地方裁判所判決(平成28年(行ウ)第26号公文書非公開決定取消請求事件(いずれも確定)など関連司法判断に従い、学校名、学校長名、教職員名など公務遂行情報は原則公開とすること。

- 2 同年 8月30日、実施機関は、審査請求人に請求内容を確認し、上記 1の請求内容のうち、「平成24年度において市教委に提出されたもの」を「平成25年度処分に係るもの」と補正した。
- 3 同年 9月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件(報告)(平成25年度処分に係るもの)」(以下「本件行政文書」という。)を特定し、一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 4 同年10月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由 として、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、この情報は、 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他 人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはでき ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも のであるため、条例第7条第1項第1号に該当すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件行政文書には、被害にあった児童又は生徒(以下「被害児童等」という。)の氏名、体罰の発生前の被害児童等の言動や状況、体罰を受けた部位、体罰を行った教職員の氏名など個人のプライバシーに関する内容が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるものである。
 - (2) また、学校名、学校長名、関係する教職員の氏名は、体罰が発生した学校に関する情報であり、これらを公開することによって、被害児童等の特定につながるため、条例第7条第1項第1号により、本件処分を行った。
 - (3) 職務の遂行に係る情報について、「名古屋市情報公開条例の施行について(依命通達)」(平成12年 9月27日付け依命通達第13号)によると、「公務員等が担当する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれない」と記載されている。
 - (4) 本件行政文書は、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件(報告)」のうち平成25年度処分に係るものであり、処分を受けた教職員の氏名を含むものである。前述のとおり、教職員の氏名をはじめとした処分に関する情報は、職務に関して処分されたものであっても、公務員の職務遂行情報ではなく、個人の資質、名誉にかかわる当該教職員固有の情報であり、処分を受けた教職員のプライバシーとして保護されるべきものである。

したがって、体罰を行い、処分を受けた教職員の氏名は、条例第 7条第 1 項第 1号に該当する。

- 3 また、実施機関は、当審査会の調査において、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 体罰ではないかと疑われる事案が発生した場合に作成又は取得しうる行政文書は、事案発覚の経緯により異なるが、おおむね次のアからウの文書が挙げられる。
 - ア 体罰に関する調査その他の報告・連絡文書

体罰等の存在を教育委員会事務局に伝える第一次文書であり、教育委員会として様式を定めた「体罰に関する調査」(以下「調査用紙」という。)による場合とその他伝達者が任意で作成する文書による場合がある。調査用紙は、体罰事案の把握と禁止の徹底を図るため児童等及び保護者に配付しているもので、保護者等は、用紙を学校の管理職又は教育委員会事務局いずれかに提出することができる。また、調査用紙によらない場合は、電子メールや手紙など任意の様式で、体罰事案を伝えることができる。

情報を伝える者は、被害児童等自身やその保護者、その他の保護者、 校内の学校職員、時には加害教諭自身など様々あり、申出人が不明(匿 名)ということもあるが、いずれの場合であっても、当該情報が(電子 メールを含め)文書として送達された場合、当該文書は、行政文書とし て取り扱われる。

なお、これらの情報が電話など口頭で行われた場合、上記に相当する 行政文書は存在しない。応対者が聴き取り内容をメモすることもあるが、 当該メモを学校内で供覧するなどして組織共用した場合を除き、職員個 人のメモにとどまる資料と位置付けている。

イ 学校長の調査に関する文書

体罰についての訴えがあった場合、原則として、その真偽にかかわらず、当該情報は、教育委員会事務局学校教育部指導室(改組により現在は指導部指導室)又は教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課(改組により現在は同部生涯学習課(部活動振興係))若しくは同部生涯学習課に伝達される。(部活動に関係する場合、スポーツ振興課・生涯学習課に伝達され、その他の場合、指導室に伝達される。(以下、これらの課室を「所管課」と総称する。))

この場合、所管課から学校長に対し、当該事案の事実関係の調査が指

示される。この指示は、口頭で行われ、行政文書は作成されない。

学校長は、当該事案について、明らかになる範囲で、当事者や目撃者などから聴き取りを行い、その結果を所管課に報告する。

所管課は、調査内容について逐次かつ速やかな報告をするよう指導しており、基本的に、この段階で文書による報告を求めることはない。そのため、この段階で作成される文書としては、例えば学校長から関係者への聴取記録や経過をまとめたメモなどが考えられる。ただし、このような聴取記録等の文書は、次のウの体罰報告書作成のための資料として扱っており、事務処理上必要な期間経過後は、廃棄されているものと認識している。

ウ 体罰ではないかとして問題とされ調査した事件報告書

前述の学校長の調査報告を受け、所管課において、当該事案について、体罰・不適切な指導・その他(適切な教育活動)のいずれに当たるかを検討する。検討の結果、体罰・不適切な指導に当たると判断された場合、改めて標記の文書の提出を指示し、学校長が調査した事案の経緯や当事者らの聴取結果など所要の内容を報告させる。

エ 上記アからウの文書を受理する担当課は、指導室・スポーツ振興課・ 生涯学習課である。(アの文書が他課室に送付された場合も、上記所管 課に回送される。)上記所管課の別は、部活動(運動系部活動はスポー ツ振興課・生産文化系部活動は生涯学習課)に関することであるか、そ れ以外の学校教育活動に関することであるかによるものである。なお、 本件処分は、教育委員会事務局学校教育部教職員課(改組により現在は 教務部教職員課)において決定されているが、この理由は、(13) ウに述 べるとおりである。

(2) 学校名を非公開としたことについて

ア 学校名は、被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。

これは、本件行政文書には、発生日時や場所、内容といった情報が記載されているところ、これらの情報と照合することにより被害児童等の識別が可能になるおそれがあるためである。当該文書に記載された発生日時、活動の内容などに加えて、学校名が明らかになることで関係する児童又は生徒(以下「児童等」という。)の学年学級や部活動などが特定でき、また、そのような被害児童等の属性が明らかになることは、当該被害児童等の特定につながるおそれがある。特に、当該学校に通う児

童等やその保護者等であれば、このような特定は容易であるし、近年の SNSやインターネット上の検索システムの発達により、一般人であっ ても被害児童等の特定が可能な事情も予想されるところである。

なお、このことに関し、審査請求人からはこれに反する意見もあることから、イ及びウにおいて実施機関の判断を補足的に述べる。

また、予備的申立てとして、学校名から被害児童等を識別しえないと しても、学校名の公開は、なお、被害児童等の権利利益を害するおそれ があるものと判断している。このことについては、エにおいて詳述する。

イ 個人情報の特定性については、原則として一般人が通常入手できる情報との照合性を基準とすべきものとされているところであるが、一方で、個人情報保護の必要性、特に一旦公開されればそれを事後的に回復することが困難な事情に鑑みて、当該個人(児童等)の個人情報に関わる情報が公開されることにより、当該児童等に不利益を生じる蓋然性が認められる場合は、特定の立場にある者(以下「特定関係者」という。)が有する情報又は入手できる情報との照合の結果、当該児童等の特定が相当の確実性をもって可能と認められる場合にも、条例第7条第1項第1号に該当するものとして非公開とすべきものと判断している。このことは、審査請求人の挙げる裁判例(神戸地判平29.3.2)においても認められているうえ、本市情報公開審査会の答申でも「学校という集団の性質を考慮すると、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限に保護するため、個人を識別しうる蓋然性を慎重に判断すべきである」とされている。

審査請求人は、「学校名がわかると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている」旨主張し、本件処分を不当、違法であると非難しているが、これは、審査請求人が示す神戸地裁判決における事情であって、普遍的な一般論とはいえないと考えている。名古屋市立学校416校(分校含む。)にあっては、小規模校と呼ばれる学校や小人数の部活動もあるのであって、児童等が被るおそれのある不利益に鑑みれば、これらを非公開としたことは、実施機関の判断として不当・違法なものとはいえないものと考える。

ウ 上記イの補足として、体罰の被害者であるという事実が公開された場合の被害児童等の不利益についても、以下説明する。

教育委員会は、いかなる事情であっても体罰を容認せず、その根絶に 取り組んでいることは言うまでもないが、今なお、一般人の感性を基準 として体罰(特に被害児童等に非違がある場合の体罰)を容認する意見があることは周知の事実である。(成人ではむしろ容認が多数派であるとの調査報道もあると認識している。)

むしろ、体罰については、そのような事案が報道される都度「体罰を されるような子どもが悪い」、「体罰を責められる教員がかわいそう」 などの声があがることは様々見られるところであるし、あまつさえ、被 害児童等自身や保護者が「自分が悪かったから」、「うちの子がいけな かった」と発言することもしばしばある。

繰り返しとなるが、教育委員会は、体罰を容認しない。さりながら、 体罰事案が生じた場合に、被害児童等を責める声が起きたり、当該被害 児童等自身が恥じる気持ちを抱いたりすることは一般人の感受性から認 められることである。

このように、体罰の被害者であるという情報が公開されることの不利益が認められるところ、このような不利益は、児童等の健やかな人格形成をすすめる教育委員会として情報公開による市民の知る権利の尊重、透明性の高い市政の推進といった行政文書公開制度の目的を最大限斟酌してもなお、看過できない不利益と言うべきものである。

エ ところで、近年のSNSツールの発達等を受け、世間の関心事となった出来事については、匿名の発信者により(真偽定かでないものも含め)情報発信されるなどしていることは周知のところである。特に、学校教育に関する問題は、世間の注目の高い問題としてしばしば取上げられていることについて、異論の少ないところであろうと思料する。

上記ウでも述べたように、児童等にとって体罰を受けたという事実は、 通常他人に知られたくない内容だが、その事実が一般に公開される可能 性や自身がその当事者として特定され、プライバシーに関する情報が流 布される可能性を想起させることは、仮に客観的にはその想起に相当の 蓋然性がないとしても、当該児童等の心情を傷つけるものと憂慮してい る。

もちろん、行政文書公開制度の目的に鑑みれば、このような児童等の 思いがあるにせよ、実施機関として無限定に情報を非公開にすることが 相当と主張するものではない。

しかし、児童等の感覚として、自身の属するコミュニティである学校 名が公開されることのショックは大きいのであって、このような情報に ついては、非公開とすべき理由があるものである。

(3) 学校長の氏名を非公開としたことについて

ア 学校長の氏名は、一義的には学校名が特定される情報であり、それに より被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。

また、予備的申立てとして、被害児童等を識別しえないとしても学校 長の氏名の公開は、なお被害児童等の権利利益を害するおそれがあるも のと判断している。

イ 上記の判断のうち、学校長名が学校名を特定するものであることは、 次の理由によるものである。

一般に学校は、地域(特に学区を単位とする地域)のランドマークとして存在し、その代表たる学校長は、議員や地区の名士などと同様広く知られている存在である。また、広く一般人が市民情報センターに配架されている学校経営案(抄)やインターネットなど通じて学校長の氏名から学校を特定できる状況にあるところである。

加えて、本市の職員録などの刊行物はもちろん、実施機関においても 問合せを受ければ、一の学校長について、所属の学校を知らせている状 況にあるので、学校を識別する情報と判断している。

なお、学校名が特定されることが被害児童等の特定につながることに 関する判断の理由等は、上記(2)のとおりである。

(4) 関係教職員の氏名を非公開としたことについて

ア 関係教職員の氏名は、一義的には学校名が特定される情報であり、それにより被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。また、 予備的申立てとして、被害児童等を識別しえないとしても当該関係教職 員の氏名の公開は、なお被害児童等の権利利益を害するおそれがあるものと判断している。

イ 関係教職員の氏名は、学校長名に比較すれば公知の度合いは高くない ものの、学校経営案(抄)や本市の職員録などの刊行物はもちろん、実 施機関においても問合せを受ければ、一の教職員について、所属の学校 を知らせている状況にあるので、学校を識別する情報と判断している。

なお、学校名が特定されることが被害児童等の特定につながることに 関する判断の理由等は、上記 (2)のとおりである。

(5) 文書番号の一部を非公開としたことについて

ア 文書番号の一部は、一義的には学校名が特定される情報であり、それ

により被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。

また、予備的申立てとして、被害児童等を識別しえないとしても当該 文書番号の一部の公開は、なお被害児童等の権利利益を害するおそれが あるものと判断している。

イ 文書番号の一部は、学校名を省略したものであり、かつ、当該文書番号の一部は、複数の学校の重複を生じないように付されたものであり、 文書番号の一部は、学校を識別する情報と判断している。

なお、学校名が特定されることが児童等の特定につながることに関する判断の理由等は、上記(2)のとおりである。

(6) 加害教諭の氏名を非公開としたことについて

ア 加害教諭の氏名は、一義的には学校名が特定される情報であり、それ により被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。

また、予備的申立てとして、被害児童等を識別しえないとしても加害 教諭の氏名の公開は、なお被害児童等の権利利益を害するおそれがある ものと判断している。

さらに、加害教諭の氏名は、当然、加害教諭自身を識別する情報に当たり、かつ、公開により当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある個人情報と判断している。

イ 加害教諭の氏名は、学校長名に比較すれば公知の度合いは高くないものの、学校経営案(抄)や本市の職員録などの刊行物はもちろん、実施機関においても問合せを受ければ、一の教職員について、所属の学校を知らせている状況にあるので、学校を識別する情報と判断している。

なお、学校名が特定されることが被害児童等の特定につながることに 関する判断の理由等は、上記(2)のとおりである。

ウ また、加害教諭の氏名が、加害教諭自身の個人情報であることについては、特に疑いの余地はないものと思料するが、本件審査請求における審査請求人の主張は、加害教諭の氏名は個人情報であっても職務遂行情報として公開されるべきであることと理解している。このことについては、別に(13)で詳述する。

(7) 発生場所の一部分を非公開としたことについて

ア 発生場所の一部分は、一義的には学校名が特定される情報であり、そ

れにより被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。

イ 発生場所の一部分は、特定の学校にしか存在しないもの(おおむねー学校が特定できるものや固有の名称で呼ばれるもの)があり、これらの情報は、公開している学校経営案(抄)などの情報と組み合わせることで学校の特定につながることから、学校を識別する情報と判断している。(したがって、「体育館」「格技場」など多くの学校に存在する場所については公開している。)

なお、学校名が特定されることが被害児童等の特定につながることに 関する判断の理由等は、上記(2)のとおりである。

(8) 警察署名・警察官名を非公開としたことについて

ア 警察署名・警察官名は、学校の所在を推測させる情報であり、それに より被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。

イ 実施機関では、これまで体罰等については、校種(小・中学校、高等学校など)を公開してきたところであるが、このとき、特別支援学校や高等学校のように区に1、2校しかない校種では、警察署名等から区が特定された場合、学校の特定につながる。さらに、小・中学校でも、小規模な区もあることから、校種によらず区名が明らかになる警察署名等を非公開とした。当然、学校種別によっては区が明らかになっても学校の特定に至らない場合もあるが、特定されない区だけを公開すれば、逆に公開しない場合に区が特定されるため、区や校種を問わず非公開としている。

なお、学校名が特定されることが被害児童等の特定につながることに 関する判断の理由等は、上記(2)のとおりである。

加えて、今回の個別の事案について検討すると、上記(1)ウの体罰報告書に記載された情報により、特定の月日に体力・運動能力調査を実施していることが分かるが、区を公開した場合、学校経営案(抄)に記載されている年間行事予定と照合することにより、学校を特定できる。

(9) クラス名を非公開としたことについて

ア クラス名は、一義的には学校名が特定される情報であり、それにより 被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。

イ クラス名は、上記(7)の発生場所の一部分と同様、特定の学校にしか

存在しないもの(数校の過大規模校に絞り込まれるものや固有の名称で呼ばれるもの)があり、これらの情報は、公開している学校経営案(抄)などの情報と組み合わせることで学校の特定につながることから、学校を識別する情報と判断している。

なお、学校名が特定されることが被害児童等の特定につながることに 関する判断の理由等は、上記(2)のとおりである。

ウ もっとも、クラス名は、他の情報に比べて学校名に係る特定性は高くないため、実施機関においても当初学校名の特定に至る情報とは判断してこなかった状況にあり、平成24年度までは、いずれも公開すべき情報と判断してきた。しかしながら、固有の名称を付された特別支援学級名の公開を検討する事例があり、平成25年度からは、非公開とすべきものとする見直しを行ったところである。

そのため、平成25年度を区切りとしてクラス名を非公開とした。(平成24年度の文書については、すでにクラス名を公開した状態で、当時別の行政文書公開に応じていたこと、少なくとも平成24年度の当該情報は、被害児童等を特定するものではなかったことから従前どおり公開した。)

- (10) 体罰が行われた箇所を非公開としたことについて
 - ア 体罰が行われた箇所は、被害児童等を識別しうる情報又は被害児童等 を識別しえないとしても、なお被害児童等の権利利益を害するおそれが ある情報と判断している。
 - イ 通常、体罰により何らかの怪我やあざなどの痕跡が残った場合であっても、その痕跡は、広く一般人が通常入手できる情報との照合により、当該体罰を受けた児童等を特定することはできる情報には当たらず、条例第7条第1項第1号に該当する非公開事由にはならないものとされているところだが、一方で、当該児童等の個人情報の公開により当該児童等に不利益を生じる蓋然性が認められる場合は、特定関係者に限って当該体罰を受けた児童等を特定できる場合であっても、非公開とすべきものであることは、上記(2)イのとおりである。体罰に限らず、一般に傷病情報は他人に知られたくない情報であって、特にそのプライバシー保護の要請が高いものであるから、これらの情報を非公開としたことは、実施機関の判断として不当・違法なものとはいえないと考える。
 - ウ また、体罰を受けた児童等が、その体罰(又は体罰を受けた自分自身)

について恥じる気持ちを持つことがしばしばあることも上記 (2) ウのとおりである。体罰の態様がつぶさに公開されることは、たとえ被害者として自身が特定されないとしても、なお、当該児童等の心情を傷つけるものであると憂慮している。

エ もっとも、実施機関としては、情報公開による透明性の高い教育行政 の推進を始めとする行政文書公開制度への要請に鑑み、平成30年度以降、 体罰が行われた箇所の公開について見直しを行っている。

具体的には、頭を小突いたり、頬を平手で打ったり、尻や腿を蹴ったりといった、同じ学校の児童等のような特定関係者であっても、容易には本人特定ができないような怪我については、公開することとしている。したがって、今後同一文書について請求があれば、体罰が行われた箇所のいくつかは、公開対象となりうるので、申し添える。

オ 体罰が行われた箇所について、非公開情報と公開情報が混在する理由 は、警察や報道機関により当該内容が公開された情報に関してのみ、公 知情報として公開としたものであるので、その他の情報は、上記アから エのとおり非公開としている。

(11) 部活動名について

- ア 部活動名は、被害児童等を識別しうる情報に当たると判断している。 また、予備的申立てとして、被害児童等を識別しえないとしても当該部 活動名の公開は、なお被害児童等の権利利益を害するおそれがあるもの と判断している。
- イ この理由は、学校名が特定されることによる被害児童等の特定のおそれと同旨であるので、上記 (2)を準用する。また、児童等、特に中学校、高等学校の生徒にとって、部活動、部員に迷惑がかかるのではないかというプレッシャーは、時に学校名の公開以上であることは、教育現場の実態として強く感じるところである。
- ウ 部活動名について、非公開情報と公開情報が混在する理由は、警察や 報道機関により当該内容が公開された情報に関してのみ、公知情報とし て公開としたものであるので、その他の情報は、上記ア及びイのとおり 非公開としている。

- (12) 加害教諭の年齢及び被害児童等の年齢を非公開としたことについて
 - ア 本件公開請求があった平成29年度当時の判断として、年齢は、通常他人に知られたくないプライバシーとして非公開情報に当たるが、氏名その他当該人を識別しうる情報がない場合、年齢だけを非公開として保護する必要は乏しく、その年齢から何らか当該人の特定につながるような事情がない限り、公開とする取扱いをしていた。
 - イ なお、この取扱いは、平成30年度以降見直している。平成30年度に実施機関の担当者が条例所管課の市政情報室担当者に確認し、氏名が公開されていないとしても年齢は個人情報であり、かつ、通常他人に知られたくないと認められるものであって非公開とすることが適切であるとの助言を受けたことから、現在はこれら年齢についても非公開としている。

(13) 加害教諭の氏名を非公開とすべき理由について

- ア 審査請求人は、条例第7条第1項第1号の規定について、本条ただし書きの規定を引用し、「換言すれば、公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても公開せねばならないはず」と主張している。
- イ 確かに、条例は、個人情報のうち「通常他人に知られたくないと認められる」情報等の場合、当該情報を非公開とすることを原則としながら、「当該個人が公務員等・・・である場合において」「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」は、本条の例外として公開することを規定している。一方で、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。」と規定し、例え公務員の職務情報であっても、当該公務員の氏名の公開が当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、除外規定(本条の例外の例外)として、非公開とするべきことを規定している。

したがって、審査請求人の主張の適否を判断するためには、加害教諭 の氏名の公開が当該教諭の権利利益を不当に害するおそれがあるか否か を検討しなければならないものと理解している。

ウ そこで、加害教諭の氏名の公開が当該教諭の権利利益を不当に害する おそれがあると言えることについて、以下述べる。

教育委員会は、体罰の根絶をすすめるため、体罰を行った事案に対しては、懲戒処分を含む処分・措置を行っている。また、体罰(違法な有形力の行使)とまでは認められない事案であっても、不適切な指導に対しては、同様に処分・措置を行っているところである。

ところで、本件行政文書は、体罰又は体罰疑い事案に係る報告に関する文書のうち、実際に教職員の懲戒等人事所管である教職員課の所管に係るものとして保存されている文書である。(これは、体罰を含む指導上の問題事案が、学校の指導所管である指導室に報告され、体罰・不適切な指導に当たると認定された場合、事案の検討が教職員課に引き継がれることになっているところ、指導室の体罰報告書等の保存年限が経過しており、廃棄されていたことから、教職員課の保存する文書を決定に付したことによる。)

したがって、本件行政文書に掲げる各案件において、加害教諭として 名指しされる教職員は、いずれも当該文書に記載の行為により、懲戒処 分又は指導上の措置(訓告、厳重注意など)を検討された者にあたる。 すなわち、本件行政文書は、いずれも加害教諭にとって(不名誉・不利 益な)評価や身分取扱いがあった(少なくとも検討された)ことを明ら かにする文書である。

教育委員会は、体罰事案に対して厳正な対処を推進しているが、非違行為をした教職員の氏名を「世間にさらす」ことは、厳正な対処とは考えない。体罰行為が職務遂行に伴うものであるとしても、その行為の公開が加害教諭の身分取扱いや職員としての評価低下を明らかにするものである以上、当該教職員の氏名を非公開とした実施機関の判断に瑕疵はないものと考える。

この実施機関の考え方については、弁明書でも述べたとおり「名古屋 市情報公開条例の施行について(依命通達)」でも認められるとおりで あって、学校現場における体罰事案だけを切り離して判断したものでは ないことも念のため申し添える。

エ 審査請求人があげた裁判例(最小一判平15.12.18、神戸地判平29.3.2 等)は、いずれも公務員の氏名の公開が身分取扱い情報を公開する結果 をもたらす場合における公開の適否を判断したものではないと認識して いる。そうであれば、本件公開請求に係る実施機関の判断は、当該司法 判断の射程の及ばないところにあるのであって、審査請求人の主張は、 失当であると考えている。

また、審査請求人があげた裁判例(大阪高判平18.12.22)にあっては、「加害教員その他の教職員が懲戒処分等を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものということができ、そうすると、このような情報は前段の非公開事由に該当すると解することが相当である」と判示しているのであるから、審査請求人の主張は、認められないと理解している。

オ 上述のとおり、実施機関では、体罰その他教職員の処分に関する事案 について学校名を公開していない。しかしながら、報道等が先行し、学 校名等一部の情報が明らかになった事例では、該当教職員を特定しよう とする実態があるため、これについて簡潔に述べる。

まず、学校名が明らかになった場合、学校に対して、該当教職員は誰か明らかにせよとの電話がかかることはしばしばある。さらに、手法は不明だが、インターネット等で該当教職員が特定されることも実態としてある。

また、行政文書公開制度を利用して、報道された一部情報からの教職員の特定について、以下のような事例を承知している。

- (ア) 学校名が明らかになっているとき、教職員の担当職務や学級担任の 割振りが記載された学校経営案(抄)の写しを取得した複数の事例。
- (イ) 教職員の校内での職掌「生徒指導主事」が報道されたとき、市内全中学校の生徒指導主事一覧を取得し調べようとした事例。この事例では、該当教職員は停職処分となったため、変更した生徒指導主事を調べるつもりであると、当該事例に係る行政文書公開請求者自身が述べていた。
- (ウ) 学校名と教職員の身分情報の一部が明らかになっているとき、人事 異動表や人事異動に係る報道を組み合わせた複数の事例。

これらの事例では、学校名と教職員の身分情報(定年退職した、他 市町村に転出したなど)を組み合わせて該当教職員が特定できると、 当該事例に係る行政文書公開請求者自身が述べていた。

- (エ) 上記の事例のように、実際に一部情報から教職員名を特定する活動が行われている以上、当事者に予想される不利益の蓋然性は、審査請求人の主張する裁判例等の事情とは異なるのであって、この点からも学校名等は非公開とすべきものと判断している。
- (14) 体罰事案に関する情報を公開したことで、当事者、関係者、学校運営等 に何らかの支障があった事例について
 - ア 実施機関では、上記で述べたとおり、体罰事案において、被害児童等 及び加害教諭並びに学校名等を公開しておらず、行政文書公開制度上、 当該情報が明らかになったことによる支障の事例はない。

しかしながら、報道等により体罰、不適切な指導等に関する情報が公開されたことはあり、そのような事例は、参考になるものと思料するので、以下簡潔に述べる。

- (7) 教職員による生徒に対する不適切な指導に関し、報道により学校名が明らかになった事案で、被害生徒の保護者から、被害生徒が悪いような言われ方をしているので対応してほしい、との申出があった事例。この事例は、教職員の不適切な指導により生徒が怪我を負ったものであるが、生徒自身に非違行為はなく、実施機関においてもそのような発表はしていない。しかしながら、同じ指導を受けていた他の生徒は怪我を負うことがなかった事情などをとらえて被害生徒が真面目に活動に取り組まなかったためである旨の批判がされているとの申し出があったものである。
- (イ) 教職員による体罰に関し、報道等により学校名及び加害教諭の氏名 が明らかになった事案で、当該加害教諭に対する不当な批判がなされ た事例。

この事例は、教職員の体罰について学校名を明らかにする形で報道 され、直後から加害教諭を特定するインターネット上の活動があった。 (一部では氏名の特定がされている。)

その後、加害教諭の氏名が新聞等の報道機関でも報道されるに至り、 インターネット掲示板等に加害教諭への批判が多く書き込まれるなど した。公務員の非違行為に対する批判は、当然にあるものだが、当該 事案では、加害教諭の人間性を穏当でない表現で批判するいわゆる人 格攻撃も見られた。 (ウ) 上記の事例を含め、学校における不祥事が明らかになった場合、学校や事務局に対して非難の電話等が生じることは当然だが、一定の割合で正当な批判とはいい難い非難も生じる(単に罵声のみで一方的に電話を切るものや教職員への人格攻撃に当たるもの、事案の原因を公務員に一般化して「税金で食っている公務員は極楽」などと発信するものなど)。これら不当な非難への対応は、学校運営上の支障に当たる。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨 本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、 おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書の公開範囲は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決(平成18年行コ第26号事件、同第68号事件(判例タイムズNo. 1254(2008.1.15)151頁)(確定))、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決(平成22年行コ第153号事件(確定))(以上被告兵庫県(教育委員会))、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決(平成28年(行ウ)第26号公文書非公開決定取消請求事件(確定)(被告神戸市(教育委員会)(法学セミナー2017/08/no751、117頁))等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。
- (2) まず、上記諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」であると認定され、「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、学校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。
- (3) 次に、条例第7条第1項第1号前段では、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報(括弧内略)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ

ることとなっているものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認 められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を「非公開情 報」としているが、さらに「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、 その例外を規定している。そのアは、「当該個人が公務員等(括弧内略) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、 当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に 係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人 の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除 く。)」とし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、 公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職 および氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に 関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報 と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも のを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすること により、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても公開 せねばならないはずである。またそれは、上記のとおり、「通常他人に知 られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないのであるから、 「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利 益を不当に害するおそれがある場合」でもないはずである。

- (4) よって、体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところである。よってそれを理由とした、学校名、教員名、学校長名等の非公開は認められない。
- (5) また、これらを公開すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点について検討する。上記関連判決に照らして非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。なお上記司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つものかもしれないが、その事自体も上記関連判決で否定されている。だからこそ教員名などは公開すべきと判示されているのである。これらの点につき、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決(平成28年(行ウ)第26号公文書非公開決定取消請求事件(確定)(被告神戸市(教育委員会)(法学セミナー

2017/08/no751、117頁))参照。学校名がわかると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている。

- (6) 本件処分においては、教員名、学校名、学校長名の他、文書番号の一部、体罰をされた部位、体罰の結果としての怪我の内容、警察署名、部活動名などの情報が非公開とされている。これらも個人特定に至るものですらなく、上記関連裁判例に照らして不当であるばかりか、体罰の態様やその結果を公の目から覆い隠すものにほかならない。
- (7) また、最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と情報公開法その他の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」等の個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、「公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しない」とした例(広島県条例関係)として次のものがある。
- (8) 「本件条例は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を より一層促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進すること を目的とし、そのために県民の公文書の公開を求める権利を明らかにする とともに(1条)、実施機関に対し、個人に関する情報がみだりに公にさ れることのないよう最大限の配慮をしつつも、県民の公文書の公開を求め る権利を十分に尊重して本件条例を解釈運用する責務を負わせている (3 条)。このような本件条例の目的、趣旨からすれば、本件条例が、広島県 の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員 個人の社会的活動としての側面があることを理由に、非公開とすることが できるとしているとは解し難い。また、国又は他の地方公共団体の公務員 の職務の遂行に関する情報についても、国又は当該地方公共団体において 同様の責務を負うべき関係にあることから、上記目的を達成するため、広 島県の公務員の職務の遂行に関する情報と同様に公開されてしかるべきも のと取り扱うというのが本件条例の趣旨であると解される。したがって、 国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の 私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が本件条例 9条第 2 号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはい

(9) その他、最高判平15年10月24日(岐阜県条例関係)、最高判平15年11月 21日 (新潟県条例関係)など同様の判決が続いている。

以上より、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。実際、個人識別型の条例をもつ自治体(大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県、岡山県、岐阜県等)のもとでも、同様の公開が行われている。そもそも条例はプライバシー型なのであるから、兵庫県教委や神戸市教委が被告となった上記関連裁判例が直接に適用されるというべきである。

- (10) 条例第 7条第 1項第 1号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかしこの条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文などに限られるのであるから、そのようなものを含まない本件行政文書には適用されない。
- (11) 弁明書の非公開理由は、関連判例等を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。そしてその非公開部分の多くは、関連判例を前提にすれば、公開されるべきものであることを審査請求の理由で述べたにも関わらず、反論がなされていない。あるいは反論になっていない。よって弁明になっていない。そもそも示された非公開理由は、関連判決で既に否定されているものばかりである。結局のところその基本主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。
- (12) 三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、内部規定でもなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。個別事件(本件では体罰事故報告書の部分公開処分)をふまえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書においての情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。他の自治体における司法判断であることは、条例解釈においてそれを無視してよいことの理由にはならない。過去の司法判断は裁判では必ず参照されるものであり、同種の判断が重なればそれは一層の重みをもって扱われるはずだからである。そもそも行政機関が、自

らが直接当事者になった裁判にしか従わないなどと言い出せば、法治主義 原則は崩壊し、日本は法治国とはいえなくなる。

- (13) 関連判決は、体罰報告書記載情報は、教員にとっては「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされ、公開が求められているものであるから、「公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」ともいえない、としているのに、弁明書は、それを顧みない主張をし続けている。
- (14) 「体罰を行った教職員の氏名」は「個人のプライバシーに関する内容」であるとし、「本件公開文書は・・・処分を受けた教職員の氏名を含む」とするが、職員が体罰により事故を起こしたという情報は、公務員個人の評価等に係わる私事に関する情報であるという主張は、司法判断によって明白に否定されている。またそれにより加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を公開すると、本人が懲戒処分等を受けたことも明らかになるので非公開とする、という点も同様である。いうまでもなくこの点も関連司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることの是非は担当裁判官も十分理解した上で教員名まで公開せよと判断しているのである。繰り返すが、実施機関は関連判決に従うべきである。
- (15) そもそも体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を公開しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名公開それ自体がプライバシー侵害にはならないことはいうまでもない。関連司法判断もそのような考えに基づいている。非公開情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非公開を行うのは、条例解釈の誤りであり違法である。
- (16) 以上により、体罰加害者である教員の氏名はもとより、その他の学校教職員の氏名その他特定可能情報は全て公開されるべきである。
- (17) 弁明書では、「名古屋市情報公開条例の施行について(依命通達)」なる内規を持ちだして弁明しているが、司法判断が優位すること、法学の初歩である。また関連司法判断によれば、上述のとおり、本件行政文書にはそこにいう「勤務評定や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係

る情報」も「公務員の私的な情報」も含まれない。だからこそ関連判決は、 教員の氏名を含めて公開を求めているのである。

- (18) 繰り返すが取られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。また実際、プライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例をもつかにかかわらず、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、上記関連判決を踏まえ、学校名・学校長名・教員名その他の公開を求める答申を出している。具体的には、大阪府(大公審答申第 277号)、奈良県(答申第 190号)、京都府(京情審答申第86号)、堺市(堺情審第26-1-10号)、滋賀県(答申第93号)などである。
- (19) これらの判断は、審査請求人の主張が情報公開の専門機関からも正しいと支持されていることを示しているというべきである。審査請求人は、実施機関もこの程度の公開に応じるべきであるといっているにすぎず、なんら無理な主張をしているわけではない。
- (20) 以上よりプライバシー型の条例においては、同じくプライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。また個人識別型の条例をもつ自治体(大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県など)のもとでも、同様の公開が行われていること、添付資料に示すとおりである。
- (21) よって本件処分に関する実施機関の非公開説明は正当なものとはいいがたく、とうてい認められない。審査請求書に記載のとおり本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書に記載された次の情報(以下「本件情報」という。)が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かが争点となっている。

- (1) 体罰を行った教職員の氏名
- (2) 学校名
- (3) 文書番号の一部

- (4) 学校長の氏名
- (5) 体罰を行った教職員及び学校長のほかに事件に関与した教職員の氏名
- (6) 事件が発生した場所の一部
- (7) クラス名
- (8) 部活動名
- (9) 体罰の具体的な内容(体罰が行われた身体の部位及び結果)
- (10) 事件に関与した警察署名及び警察官名
- (11) 体罰を行った教職員の年齢
- (12) 被害児童等の年齢
- (13) 被害児童等の氏名

2 条例の趣旨等

- (1) 条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。
- (2) 審査請求人及び実施機関は、審査請求人が提示する裁判例と本件処分の 妥当性について種々主張する。その点、当審査会は、条例に定められた当 審査会の役割にのっとり、条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、 関連裁判例の考え方を尊重しつつ、本件事案の具体的な内容及び性質をふ まえて俯瞰的に判断することとする。

3 本件行政文書について

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条では、「学校長及び教員は、 教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、 児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加える ことはできない。」と規定されている。
- (2) 名古屋市においては、上記第 3 3 (1) ウのとおり、教職員が体罰を行ったと疑われる事件が発生すると、当該教職員が所属する学校の学校長は、教職員や関係者から事情を聴取した結果をふまえ、当該事件が体罰に該当する場合に「体罰ではないかと問題とされ調査した事件(報告)」(以下「本件報告書」という。)を作成する。

(3) 本件報告書は、文書番号、提出年月日、事件発生校名、学校長の氏名、 調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する欄で構 成されており、保護者等からの報告の状況や事件が発生した際の状況が記 載されている。

本件行政文書は、本件報告書のうち、平成25年度に体罰事件に関して何らかの処分を検討された教職員に係るものである。

(4) なお、本件公開請求は、教職員の反省文、顛末書、診断書及び事情聴取等、体罰に係る報告書に添付された文書を含むものであるが、実施機関は、本件報告書のみを本件行政文書として特定した。

この点について、実施機関は、本件行政文書の特定の経緯は、上記第 3 3 (1)及び(13) ウのとおりであると説明している。この実施機関の説明は不合理とまでは認められず、審査請求人も行政文書の特定については主張していないほか、これを覆すに足る事実は認められない。このため、当審査会は、実施機関による本件公開請求の対象となる行政文書の特定には争いがないとしたうえで、本件処分が妥当であるか否かを検討する。

4 条例第7条第1項第1号について

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることと定めるものである。
- (2) 特定の個人が識別され得る情報とは、特定の個人が明らかになる情報をいい、直接識別できる場合だけでなく、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できる場合を含む。

ここでいう他の情報とは、条例上明示されておらず、いかなる範囲の者が入手し、又は入手し得る情報を指すかについては明らかでない。条例第5条は、何人も条例の定めるところにより、行政文書の公開を請求することができると規定しているのだから、特定の個人と特別の関係にある者(以下「特別関係者」という。)も公開請求をし得るという点では、他の

情報にはこれらの者が通常の方法により入手し、又は入手し得る情報を含むとも考えられる。

しかしながら、すべての情報について、特別関係者が入手し、又は入手 し得る情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できるか否かを 判断基準とすれば、ほとんどの場合、特定の個人が識別できる特別関係者 の存在を想定でき、通常他人に知られたくないものに限定して非公開とし ても、非公開の範囲が必要以上に拡大しかねない。そうすると、条例が、 第1条において、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関 し市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすると明示し、 また、条例第7条第1項において、非公開情報に該当する情報が記録さ れている場合を除き、原則公開しなければならないと定める趣旨から逸脱 することとなる。

したがって、本号における特定の個人が識別され得るか否かは、原則は一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められるか否かで判断すべきである。

(3) もっとも、本号は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても非公開とすることを定めている。

個人に関する情報のうち、社会生活上の情報であっても、個人識別性がない状態であれば、個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるものも少なからず存在する。条例の趣旨からいって、そのような情報まで非公開とすることは相当ではない。

しかし、本号で保全を図る個人の正当な権利利益の中心部分は、いわゆるプライバシーである。よって、上記 (2)のような解釈によって特定の個人が識別され得ないとしても、当該個人の人格や生活に密接に関連する情報、あるいは、個人の知的創作に関連する情報であって、当該個人の人格権などプライバシーや財産権を侵害するおそれがある場合は非公開とすべきと考えられる。

(4) 一方で、本号は、ただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であるから、当該情報を公開することにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、これを公開することとしている。

公務員等の職、氏名に関する情報は、行政事務に関する情報であるとと

もに、当該公務員を識別することができ、かつ個人の活動に関する情報でもある。本号は本来、このような個人に関する情報を非公開とすることを定めるものであるが、当該個人が公務員等であり、当該公務員等の職務の遂行に係る情報である場合には、開かれた市政を推進し、市政の諸活動を説明する責務が全うされるようにするために、個人に関する情報であっても例外的に公開するという趣旨である。

ただし、氏名については、公務員等が私生活においても個人を識別する 基本的な情報として一般に用いられるものであるから、これを公にすると、 当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすことがあり得る。このような場合 には、公務員等についても、個人としての権利利益を保護するため、氏名 を非公開とすることを規定している。

- (5) 以上の観点から、当審査会は、本件情報の条例第7条第1項第1号該当性を検討する。
- 5 本件情報の条例第7条第1項第1号該当性について
 - (1) 本件情報のうち、被害児童等の氏名及び年齢並びに体罰を行った教職員の年齢(以下「被害児童等の氏名等の情報」という。)については、被害児童等又は教職員個人の私的な情報であって、当該個人を識別することができるものであり、かつ体罰の被害者又は加害者であることを明らかにするものであるから、通常他人に知られたくないものと認められる。このため、これらの情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。
 - (2) 本件行政文書は、学校で発生した体罰に関する報告書であり、本件情報のうち、既に(1)で判断した被害児童等の氏名等の情報を除く情報(以下「体罰を行った教職員の氏名その他の情報」という。)は、特定の教職員を識別することができ、当該教職員が体罰を行ったことを明らかにするものであるほか、当該教職員が行った体罰に関する情報であることから、程度の差こそあれ当該教職員の個人情報と認められる。

しかしながら、上記 3 (1)をふまえると、体罰は、教職員の教育現場における教育指導等の過程、すなわち教職員の職務の遂行の過程で発生するものである。したがって、体罰を行った教職員の氏名その他の情報は、公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であると認められる。

上記 4 (4)で述べたとおり、条例は、公務員の職務遂行情報については、 公にした場合に当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがない場合に は、当該公務員の個人情報であっても例外的に、その職、氏名及び職務遂 行の内容を公開することとしている。

- (3) もっとも、処分を受けたことは、公務員個人の私的な情報であるため、職務遂行情報に含まれない。しかしながら、本件行政文書により客観的に明らかとなるのは、教職員が処分を受ける蓋然性のある立場におかれたという事実にとどまり、それのみをもって、教職員個人の私的な情報と認めるべきではない。したがって、条例の趣旨に鑑みれば、体罰を行った教職員の氏名その他の情報は、公務員である教職員の職務遂行情報であり、原則として公開されるべき情報である。
- (4) ただし、本件情報のうち、体罰を行った教職員の氏名、学校長の氏名並びに体罰を行った教職員及び学校長のほかに事件に関与した教職員等の氏名は、公務員の氏名であるため、これらを公にした場合に当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるなど特段の事情がある場合は、非公開とすることが条例上認められている。
- (5) 一方で、体罰には必ず被害児童等が存在するのであるから、体罰を行った教職員の氏名その他の情報は、公務員である教職員の職務遂行情報であると同時に、被害児童等の体罰に関する情報と認められる。このため、当該情報が被害児童等の個人情報に該当するか否かについても検討しなければならない。
- (6) まず、体罰を行った教職員の氏名その他の情報はすべて、広義では被害児童等が体罰を受けたという私的な情報といえるものの、被害児童等を識別することができるか否かという点においては、当該情報のいずれも、仮に公開したところで、一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、被害児童等を識別できることが相当程度の確実性をもっていえるほどの情報とは認められない。

しかしながら、上記 4 (3)のとおり、条例は個人識別性がない状態でも、個人の権利利益を害するおそれがある場合は、個人情報として非公開とすることとしているため、当該情報が、公にすることにより、なお被害児童等の権利利益を害するおそれがある情報か否かについて検討する。

(7) 本件行政文書を見分するに、本件で対象とされる体罰事案はすべて、体 罰を行った教職員と被害児童等の二者間のみが知り得るような極めて秘匿 性の高い状況下で発生したものではなく、その場に居合わせた他の児童等 や教職員など、体罰が発生した要因や状況を知り得る者(以下「本件特別関係者」という。)が一定の範囲で存在している。この本件特別関係者にとっては、たとえ被害児童等の氏名をはじめ、一般人をして被害児童等を識別することができる情報を秘匿したとしても、被害児童等の人格や生活に密接に関連する情報を公にした場合、既に保有し、あるいは他の者から入手し得た情報と照合すること等により、被害児童等を識別又は推認し得るため、当該被害児童等が体罰を受けたという情報が流布される可能性はある。

- (8) 次に、本件情報のうち、学校名及びその略称である文書番号の一部であるが、被害児童等が所属する学校を識別し得る情報であることは明白である。また、本件行政文書においては、体罰を行った教職員の氏名、学校長の氏名、体罰を行った教職員及び学校長のほかに事件に関与した教職員の氏名、体罰が発生した場所の一部は、職員録等の一般に入手することができる情報との照合により、被害児童等が所属する学校を識別し得る情報である。したがって、これらの情報は、被害児童等の生活に密接に関連する情報と認められる。
- (9) 被害児童等が所属する学校を識別し得る情報を明らかにした場合、本件特別関係者以外の者によっても、体罰を受けた被害児童等が探索されるおそれがある。そうすると、本件行政文書には、被害児童等が体罰を受けるに至った言動や態度が具体的に記載されており、これらは既に公にされているため、特別関係者に限らず、例えば当該学校と関わりのある者によって、被害児童等に関する憶測を伴った情報や誤った情報が被害児童等の周辺に拡散される可能性は否定できない。
- (10) その結果、当該被害児童等が体罰を受けたという、被害児童等の人格や名誉に関わるプライバシー性の高い情報が不特定多数の者に知られるところになるのみならず、被害児童等が偏見や好奇の目にさらされることにより、事実無根の誹謗中傷を受けるなど二次的被害を被ることは、実施機関が、上記第33(2)ウ及び(14)アで、被害児童等に非があるという意見が寄せられることや、被害児童等本人又はその保護者から誹謗中傷について相談を受けることがあると述べていることを考慮すれば、十分に想定しうるものである。

また、被害児童等が、心身ともに成長過程にある、様々な個性や能力の同世代の児童等と集団で、少数の教職員によって指導・監督されるような

状況においては、ある種独特の人間関係が醸成されることにより、体罰という問題が歪な形で表出してしまうことも想定され、ひとたびそのような事態が発生した場合は、被害児童等の権利利益の回復が極めて困難になる。

- (11) このような状況においては、被害児童等の健全な成長を阻害し、その正当な権利利益を害するおそれが一定程度認められることに加え、害された権利利益の回復が極めて困難になることは社会通念上想定され、その結果として被害児童等の人格形成に重大な影響を及ぼすなど、被害児童等のプライバシーが侵害されると認められる。条例第3条が、公開を原則とする行政文書公開制度下においても、個人のプライバシーに関する情報については、最大限に配慮しなければならないと定めていることに鑑みれば、本件においては、被害児童等の権利利益に配慮し、これを保護すべきと当審査会は判断する。
- (12) したがって、本件情報のうち、学校名、文書番号の一部、事件が発生した場所の一部、体罰を行った教職員の氏名、学校長の氏名、体罰を行った教職員及び学校長のほかに事件に関与した教職員の氏名については、被害児童等を識別することはできないが、公にすることにより、なお被害児童等の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

ただし、事件が発生した場所の一部については、被害児童等が所属する 学校外で事件が発生した場合など、一般人をして被害児童等が所属する学 校を識別し得ないもの(以下「所属校外の事件発生場所」という。)があ る。これについては(13)で検討する。

(13) 本件情報のうち、所属校外の事件発生場所、クラス名、部活動名、体罰の具体的な内容、事件に関与した警察署名及び警察官名についても、被害児童等の人格や生活に密接に関連する情報といえる。

しかし、本件処分においては、これらの情報を公にすることにより、被害児童等に起こり得る事象は、上記 (7)で述べたところであり、個人識別性がない状態で、かつ被害児童等が所属する学校を識別し得る情報が公にならない状況下では、条例第3条により個人のプライバシーに最大限配慮したとしても、公にすることにより、被害児童等の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。

(14) したがって、本件情報のうち、所属校外の事件発生場所、クラス名、部

活動名、体罰の具体的な内容、事件に関与した警察署名及び警察官名については、条例第7条第1項第1号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

5 (番宜云の処理経過 	
年 月 日	内容
平成29年11月 1日	諮問書の受理
12月26日	弁明書の受理
平成30年 2月 6日	反論意見書の受理
令和 2年 2月26日 (第 9回第 3小委員会)	調査審議
3月16日 (第10回第 3小委員会)	調査審議
6月12日 (第11回第 3小委員会)	調査審議
6月19日 (第214回情報公開審査会)	調査審議
7月17日 (第215回情報公開審査会)	調査審議
8月21日 (第216回情報公開審査会)	調査審議
9月18日 (第217回情報公開審査会)	調査審議
10月16日 (第15回第 3小委員会)	調査審議
12月18日 (第16回第 3小委員会)	調査審議
令和 3年 1月12日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人

別表

本件情報

- ・体罰を行った教職員の氏名
- 学校名
- ・文書番号の一部
- ・学校長の氏名
- ・体罰を行った教職員及び学校長の ほかに事件に関与した教職員の氏 名
- ・事件が発生した場所の一部
- クラス名
- 部活動名
- ・体罰の具体的な内容(体罰が行われた身体の部位及び結果)
- 事件に関与した警察署名及び警察 官名
- ・体罰を行った教職員の年齢
- ・被害児童等の年齢
- ・被害児童等の氏名

非公開とすべき情報

- ・体罰を行った教職員の氏名
- 学校名
- ・文書番号の一部
- ・学校長の氏名
- ・体罰を行った教職員及び学校長の ほかに事件に関与した教職員の氏 名
- ・事件が発生した場所の一部のうち、 被害児童等が所属する学校が識別 できるもの
- ・体罰を行った教職員の年齢
- ・被害児童等の年齢
- ・被害児童等の氏名